

危機介入

【四国支部電話相談員更新研修】

電話相談員スキルアップ研修



四国支部 相談事業部

電話相談における危機介入について学びます。「死にたい」「今、リストカットした」そんな電話をとった時、電話相談員としてどのような対応をすべきなのか。また、明らかに介入が必要な事例など電話相談における危機状態にどのように向き合い応じていくか具体的に多種多様な事例を通して学びます。学びの力が相談者に安心感とクオリティの高い支援を提供できます。

四国支部電話相談員の電話相談員更新制度（*1）の更新条件対象研修の1つになっています。なお電話相談員の更新条件については、下記にてご確認ください。電話相談員としての力をさらにつけていただく機会としてぜひご参加ください。

また、電話相談員以外の方々にとっても危機介入を学ぶ貴重な機会となっています。奮ってご参加下さい

日 時：平成29年12月23日(土・祝) 9時30分～16時30分(昼休憩1時間)

講 師：関西支部 菊地節子氏

内 容：「危機介入」

会 場：日本産業カウンセラー協会四国支部研修室(松山市味酒町1-3 四国ガス第3ビル7階)

対 象：電話相談における危機介入について学びたい方

定 員：100名(先着順。なお申込締切日に15名に満たない場合は中止について最終検討して判断します)

受 講 料：6,480円(会員) 10,800円(一般) *この講座を更新研修とみなし、各日5ポイント記録します

申込締切：平成29年12月13日(水)

備 考：**四国支部電話相談員更新制度の更新条件対象研修**

(*1) 四国支部電話相談員更新制度

【重要】2017年度に電話相談員「更新」対象者：電話相談員養成研修2014年度(2015年3月末)までの受講修了者

*四国支部HPから「電話相談員更新報告書」をダウンロードし更新書類に記入提出。

【重要】2017年度 電話相談員「更新」締切日：2018年3月20日までに提出

【更新条件】登録年度(電話相談員養成研修の全課程修了年度)の翌年度から3年間に下記の更新条件を満たすこと

*更新年度に更新条件を満たすことができなかった場合は、電話相談員の登録抹消

<四国支部電話相談員更新条件(3年毎の更新の間に下記の①②を満たすこと)>

① 毎年実施される「電話相談員スキルアップ研修」を1回以上受講

今回のチラシ

② 下記のaまたはbを満たすこと

a. 「四国支部がおこなう電話相談事業活動」への1回以上の参加

四国支部および各事務所で契約または実施される電話相談事業

例：協会事業「働く人の電話相談室」、四国支部事業「1 1/2 3働く人の電話相談室」

b. 「電話相談報告および事例検討会」への1回以上の参加

現在募集中 HP チラシ掲載

各県事務所で2回開催(10月と12月)

申込方法：下記申込書に必要事項を記入し申込先にFAX又は郵送でお申し込み下さい。

申 込 先：〒790-0814 愛媛県松山市味酒町1丁目3番地四国ガス第3ビル7階

一般社団法人 日本産業カウンセラー協会 四国支部

TEL：089-968-2800 FAX：089-968-2801

受講料振込方法：受講が確定した方には事務所より「受講の案内」を送付いたしますので、案内に記載されている振込先にご入金ください。

平成29年電話相談員スキルアップ研修 受講申込書

ふりがな 氏名		会員番号
住所	〒	
連絡先	TEL E-mail	
確認	(該当にチェック記入) <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 会員 <input type="checkbox"/> 電話相談員養成研修修了者	

記載いただいた情報は、研修の目的のみで使用します。